

平成 28 年 10 月 11 日

意見発表

亀井委員

公明党県議団を代表して、当委員会に付託されました諸議案について意見を申し上げます。

まずは、県民局のかながわボランティア活動推進基金 21 条例の見直しについてであります。かながわボランティア活動推進基金 21 条例の見直しについては、対象となるボランティア団体等を現行の N P O 法人、法人格のない団体、個人から一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人にまで広げるとの報告がありました。この報告からすると、財政や組織などの活動基盤がしっかりしていて、なおかつ、N P O 法人よりもはるかにノウハウを持ち合わせている法人にまで広がる可能性があります。確かに、県が支援する必要のない財政や組織等活動基盤の強固な団体等については、これまでも審査の過程で除外する運用を行ってきたと説明がありました。しかし、今回の条例改正に当たっては、審査の過程でも、審査後の活動期間においても、これまで対象となっていた N P O 法人等が追いやられる危険性は全くゼロではないと思われまます。したがって、これからの条例改正に当たっては、これまで対象となっていた N P O 法人、いわば財政や組織などの活動基盤の弱い法人が駆逐されることのないよう、当初の趣旨、コンセプトを十分に踏まえた運用となるよう、しっかりとした取組を要望します。

次に、スポーツ局の県立伊勢原射撃場の指定管理者の募集についてであります。県立伊勢原射撃場の指定管理者の選定においては、前回、外部評価委員会の審査結果上の第 2 順位者を最終的に教育委員会が第 1 順位に繰上げ、選定した経緯がありました。このように、外部評価委員会の評価と最終的な評価が異なるような事態は、指定管理者制度上、余り望ましいものとは言えません。ましてや、県民からしたら、指定管理者制度というものは、民意が反映されないものと思ってしまうことも十分考えられます。したがって、今後の指定管理者の選定においては、評価や選定基準、外部評価委員の人選において、再度しっかりと定めることを要望します。そして、これから審査をお願いしていく外部評価委員の方々には、より正確な情報の提供に努めるなど、前回と同じようなことが再び起きないように、県民から見て分かりやすい選定となるよう強く要望します。

以上、意見、要望を申し上げ、公明党県議団として本委員会に付託された全ての議案について賛成します。